

## 江北町地域活性化補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 住民主導によるまちづくりを進めていくとともに、独創的、個性的な地域づくりを行う各種の事業を実施するために、江北町補助金等交付規則（平成18年3月17日規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、江北町地域活性化補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は次に掲げるものとする。

(1) 自治会又は活動団体

(2) その他町長が適当と認める団体

2 補助対象者又は補助対象団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体であってはならない。

### (団体の要件)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

(1) 規約、会則等に基づいて民主的で適正な運営が行われていること

(2) 活動の拠点が町内にあり公益的な活動を行うこと。

(3) 2人以上の構成員があること。

(4) 法令に抵触する活動及び公の秩序又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。

(5) 宗教活動又は政治活動をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる地域づくり事業とは、次に掲げる事業とする。

事業メニュー	備考
(1) 交流促進事業 (イベント・交流事業)	
(2) 情報発信事業 (町外への情報発信・観光資源活用)	補助事業実施後、町のイベント等への協力ができる事業に限る
(3) 特產品開発事業 (特產品ブランド化・加工品開発)	

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1件の申請に対する補助金の上限を30万円とし、地域活性化補助金審査会の審査を経て補助金を交付する。

- 2 次条の規定により算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金申請は、1団体につき1年度1事業を限度とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要な経費のうち別表に定める経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該経費が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。
  - (1) 特定の個人又は法人の資産形成に直接つながるもの
  - (2) 物品販売等の営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの
  - (3) 補助金以外の補助事業等の制度を利用するもの
  - (4) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
  - (5) 従来行っている団体の行事・活動や懇親会・親睦会に係るもの
  - (6) 補助金交付決定以前に支出したもの（領収書の日付が交付決定以前のもの）
  - (7) 領収書のないもの、領収書の宛名が補助対象者と異なるもの、領収書の品目・使途が不明なもの
  - (8) その他町長が不適当と認めるもの

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金申込兼交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

- (3) 団体の規約、会則等
- (4) 構成員名簿
- (5) その他町長が必要と認める資料

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の申請を受理した時はその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、地域活性化補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知し、不交付の決定をしたときは、地域活性化補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(内容の変更)

第9条 前条の決定通知を受けた者が、第7条の申請による事業計画書の内容を変更するときは、補助金事業変更承認申請書(様式第6号)を提出して町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の補助金事業変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、変更を承認するときは、地域活性化補助金変更承認決定通知書(様式第7号)により、承認しないときは、その旨を交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の内容がわかる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理し、審査等を行い交付すべき補助金の額を確定して通知するものとする(様式第11号)。

(補助金等の支払い)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により概算払をする場合は、原則として2期以上に分けて支払うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、平成29年度以降の補助金について適用し、平成28年度分までの補助金については、従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年2月6日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、平成30年度以降の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、令和3年度以降の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、従前の例による。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、令和5年度以降の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、従前の例による。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、令和7年度以降の補助金について適用し、令和6年度分までの補助金については、従前の例による。

別表（第6条関係）補助対象経費

事業メニュー	上限額	補助対象経費		具体例
1. 交流促進事業 (イベント・交流事業)	30万円	報償費	謝金	出演者謝金
		需用費	消耗品費	事務用品・コピー用紙
			燃料費	電気・ガス・ガソリン代
		原材料費	原材料費	食料（神事を除く）
		役務費	保険料	イベント保険
			手数料	銀行振込手数料
			通信運搬費	郵送代・宅急便
		委託料	印刷業務	チラシ・ポスター印刷
			制作業務	のぼり・看板等製作
			設置業務	会場・音響設置
			警備業務	交通警備
		使用料及び 賃借料	会場使用料	ネイブル・みんなの公園
			借上料	リースによる物品借上げ
		備品購入費	備品購入費	イベントに必要な備品
2. 情報発信事業 (町外への情報発信・観光資源活用)	30万円	需用費	消耗品費	事務用品・コピー用紙
		役務費	手数料	銀行振込手数料
			通信運搬費	郵送代・宅急便
		委託料	印刷業務	観光マップ
			制作業務	観光看板・観光動画
			設置業務	散策路・イルミネーション
3. 特產品開発事業 (特產品ブランド化・加工品開発)	30万円	旅費	研修旅費	特產品PRイベント参加
		役務費	手数料	銀行振込手数料
			制作業務	ラベルデザイン作成
		委託料	開発業務	加工品開発

様式第1号（第7条関係）

年度 江北町地域活性化補助金交付申請書

年 月 日

江北町長 山田恭輔 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

印

年度において江北町地域活性化事業を計画しておりますので、江北町補助金等交付規則第3条及び江北町地域活性化補助金交付要綱第7条の規定により上記補助金の交付につき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の内容

事業メニュー	
事業名	

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 規約・会則等
- (4) 構成員名簿
- (5) その他町長が必要と認める資料

## 様式第2号（第7条関係）

### 事業計画書

事業メニュー	
事業名	

#### 1 事業の内容（詳細に）

① 独創性・個性 (地域の特色や立地などを活かした独創的、個性的な事業であるか。)	(地域・商品の特色・立地)
② 発展性・継続性 (広く地域社会への波及効果が期待でき、将来的に新しい展開につながるなど、発展性・継続性があるか。)	(波及効果・新しい展開) (発展性・継続性)
③ 地域貢献性 (地域や社会的ニーズを捉え地域に貢献する取組みである、社会的意義が認められるなど、事業実施による地域力の向上が期待できるか。)	(地域や社会的ニーズ、社会的意義) (地域力の向上)
④ 実現可能性 (事業計画・スケジュール等に具体性があり、事業実施に必要な体制や、多様な連携協力体制を有しているか。担当者・実行者の存在が明らかであり、迅速な対応が取れる団体であるか。)	(スケジュール) (連携協力体制) (担当者・実行者)
⑤ 経費妥当性 (資金計画が妥当であり、自らの資金確保についても考えられているか。事業内容に照らし、事業費が過大になっていないか。)	(自らの資金確保) (参加見込数・参加者1人当たり経費・売上見込額)

#### 2 事業効果

（例）町外交流活発化・町外認知度向上・特産品売上向上・次世代への継承・地域交流活発化

#### 3 申請事業のスケジュール

- ① 事業実施年月日： 年 月 日  
② 事業完了年月日： 年 月 日  
③ 実績報告書提出予定： 年 月 日

### 様式第3号（第7条関係）

## 收支予算書

## 【收入】

(単位：円)

区分	予算額	備考（積算根拠等）
江北町地域活性化補助金		
自己資金		
合計		

## 【支出】

(単位: 円)

区分		予算額	積算根拠等
補助対象経費	(例) 報償費	(例) 謝金	○○円
	小計 (A)		
補助対象外経費			
	小計 (B)		
合計 (A) + (B)			

様式第4号（第8条関係）

文書番号  
年 月 日

様

江北町長 山田 恭輔 (印)

年度 江北町地域活性化補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 江北町地域活性化補助金については、江北町補助金等交付規則第4条及び江北町地域活性化補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 この補助金の交付対象となる事業内容は、申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の決定額は、次のとおりとする。

金 円

3 この補助金は、次の事項を条件として交付するものとする。

- (1) 江北町補助金等交付規則及び江北町地域活性化補助金交付要綱に従うこと
- (2) その他必要と認める事項

様式第5号（第8条関係）

文書番号  
年 月 日

様

江北町長 山田 恭輔 (印)

年度 江北町地域活性化補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 江北町地域活性化補助金  
については、下記のとおり補助金の交付は不適当と決定したので、江北町補助金等交付規則第5条及び江北町地域活性化補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 不交付理由

様式第6号（第9条関係）

年度 江北町地域活性化補助金事業変更申請書

年 月 日

江北町長 山田 恭輔 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

印

年 月 日付け江地第 号で補助金の交付決定を受けた事業については、下記のとおり事業の変更をしたいので江北町補助金等交付規則第6条及び江北町地域活性化補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容を記載した書類

備考

- (1) 変更内容は概ね申請書の様式に準ずること。
- (2) 変更前後の関連が容易に比較対照できるよう変更前のものを黒書き、変更後のものを赤書きとして併記すること。

様式第7号（第9条関係）

文書番号  
年 月 日

様

江北町長 山田 恭輔 (印)

年度 江北町地域活性化補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 江北町地域活性化補助金  
事業変更申請書については、了承しましたので通知します。

様式第8号（第10条関係）

年度 江北町地域活性化補助金実績報告書

年 月 日

江北町長 山田 恭輔 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

印

年 月 日付け 江北町地域活性化補助金実績報告書

年 月 日付け 江地第 号で補助金の交付額の確定を受けた事業に係る補助事業の実績について、江北町補助金等交付規則第8条及び江北町地域活性化補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

事業メニュー	
事業名	

2 補助金交付決定額

円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業内容のわかる写真等
- (5) その他町長が必要と認める資料

## 様式第9号（第10条関係）

## 事業報告書

## 1 実施事業の内容

事業メニュー	
事業名	

(1) 実施期間： 年 月 日～ 年 月 日完了

(2) 事業実施場所：

(3) 実施内容

① 独創性・個性 (地域の特色や立地などを活かした独創的、個性的な事業であったか。)	(地域・商品の特色・立地)
② 発展性・継続性 (広く地域社会への波及効果が期待でき、将来的に新しい展開につながるなど、発展性・継続性があったか。)	(波及効果・新しい展開)  (発展性・継続性)
③ 地域貢献性 (地域や社会的ニーズを捉え地域に貢献する取組みである、社会的意義が認められるなど、事業実施による地域力の向上が期待できたか。)	(地域や社会的ニーズ、社会的意義)  (地域力の向上)
④ 実現可能性 (事業計画・スケジュール等に具体性があり、事業実施に必要な体制や、多様な連携協力体制を有しているか。担当者・実行者の存在が明らかであり、迅速な対応が取れる団体であったか。)	(スケジュール)  (連携協力体制)  (担当者・実行者)
⑤ 経費妥当性 (資金計画が妥当であり、自らの資金確保についても考えられているか。事業内容に照らし、事業費が過大になつていなかつたか。)	(自らの資金確保)  (参加見込数・1人当たり経費・売上見込額)

## 2 事業実施の成果

(例) 町外交流活発化・町外認知度向上・特産品売上向上・次世代への継承・地域交流活発化の内容を詳細に

## 様式第10号（第10条関係）

## 収支決算書

## 【収入】

(単位：円)

区分	予算額	決算額	備考（積算根拠等）
江北町地域活性化補助金			
自己資金			
合計			

## 【支出】

(単位：円)

区分	予算額	決算額	明細等
補助対象経費	(例) 報償費	(例) 謝金	○○
			○○
			(例) 出演者謝金○人分
	小計 (A)		
補助対象外経費			
	小計 (B)		
合計 (A) + (B)			

様式第 11 号（第 11 条関係）

文書番号  
年 月 日

様

江北町長 山田 恭輔

年度 江北町地域活性化補助金交付額の確定について（通知）

年 月 日付け江地第 号で交付決定していた交付対象事業に係る交付額について、江北町補助金等交付規則第 9 条及び江北町地域活性化補助金交付要綱第 11 条の規定により、金 円に確定したので通知します。

様式第 12 号 (第 12 条関係)

年度 江北町地域活性化補助金支払概算請求書

年 月 日

江北町長 山田 恭輔 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名 印  
電話番号

年 月 日付け江地第 号で補助金の交付決定を受けた事業に係る第  
回概算払を受けたいので、江北町補助金等交付規則第 10 条第 2 項及び江北町地域活  
性化補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 請求金額の内訳  
交付決定金額 円

第 1 回概算払い金額 円

(振込指定口座)

フリガナ			
口座名義			
金融機関名		支店名	
預金種目	普通 • 当座	口座番号	

様式第 12 号 (第 12 条関係)

年度 江北町地域活性化補助金支払請求書

年 月 日

江北町長 山田 恭輔 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名 印  
電話番号

年 月 日付け江地第 号で補助金の交付額の確定を受けた事業に係る精算払を受けたいので、江北町補助金等交付規則第 10 条第 2 項及び江北町地域活性化補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 請求金額の内訳  
交付確定金額 円

精算払い金額 円

(振込指定口座)

フリガナ			
口座名義			
金融機関名		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	